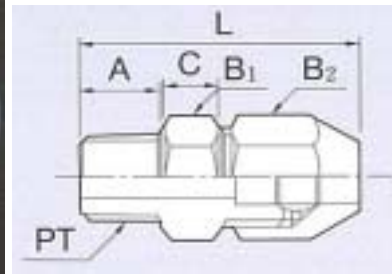


# EA425JA-41 ~ -124 ハーフユニオン



特長  
 1.軽くてスリム  
 2.耐薬品、耐腐性に優れています

品番	チューブサイズ(mm)	ネジサイズ R (PT)	サイズ(mm)					重さ(g)
			L	A	B1	B2	C	
EA425JA-41	4	1/8"	27	8	12	12	5	2.0
EA425JA-61	6	1/8"	33	10	14	14	6	2.7
EA425JA-62		1/4"	35	12				3.3
EA425JA-81	8	1/8"	39	9	17	17	8	4.5
EA425JA-82		1/4"	42	12				5.0
EA425JA-102	10	1/4"	45	12	19	19	7	6.4
EA425JA-103		3/8"	47	14				7.3
EA425JA-123	12	3/8"	56	14	25	22	11	11.8
EA425JA-124		1/2"	58	16				13.6

B1,B2は二面幅

材質 … ポリプロピレン(PP)



## 注意

### 1 締付け

- チューブと継手をセットし、袋ナットを手で締付けた後、モンキーで1.5~2回転増締めしてください。
- テーパーねじ部には、シールテープを2~2.5回巻き付け、手で締付けた後、モンキーで1.5~2回転増締めしてください。
- 合成樹脂製ですので、締付け過ぎによる変形、破損に注意してください。

### 2 使用範囲

最高使用圧力 0.78MPa (常温)  
 (参考値 8kgf/cm<sup>2</sup>)  
 最高使用温度 80℃

### 3 耐クリープ性低下による漏れ対策

樹脂継手は応力緩和現象が生じやすく、ねじ部から「にじみ漏れ」が発生することがありますが、増締めをすることで漏れは解消することができます。但し、増締めできなくなった継手は新しいものと交換してください。

### 4 再使用

Zユニオンを再使用する場合は、スリーブは必ず新しいものと交換してください。

### 5 適合チューブの規定

ネジサイズ(mm)	3	4	6	8	10	12
-----------	---	---	---	---	----	----

○3φと4φは本体共用で、ナット・スリーブは専用です。

6φと1/4、10φと3/8は本体およびナットは共用で、スリーブは専用です。

12φと1/2は本体およびナット・スリーブは共用できません。

●チューブは外径精度の良いもので、直角に真円を保って切断し、外周にキズのないことを確認してご使用ください。

●塩化ビニル、ポリエチレン、ウレタン等の柔軟なチューブをご使用の場合は、インナー<sup>®</sup>をご使用ください。

※別売り

耐薬品性一覧表(参考)

ポリプロピレン/温度-20℃~+80℃

○…使用可  
△…要テスト  
×…使用不可

薬品名	温度	
	20℃	60℃
スピンドル油	×	×
潤滑油	×	×
オリーブ油	△	△
亜麻仁油	△	△
n-ヘキサン	○	○
ベンゼン	○	○
トルエン	○	○
キシレン	○	△
フェノール	○	○
エチルアルコール	○	○
グリセリン	○	○
エチルアセテート	△	×
アセトン	○	△
メチルエチルケトン	△	×
ジエチルエーテル	△	△
クロロホルム	△	△
四塩化炭素	△	×
ニトロベンゼン	△	×
ガソリン	△	△
ケロシン	×	×

薬品名	温度	
	20℃	60℃
硝酸(98%)	○	△
+ (10%)	○	○
硝酸(50%)	×	×
+ (10%)	○	△
塩酸(38%)	○	△
+ (10%)	○	○
硫酸(85%)	○	○
酢酸(100%)	○	△
苛性ソーダ(50%)	○	○
+ (10%)	○	○
アンモニア水(25%)	○	○
塩化ナトリウム(10%)	○	○
重クロム酸塩-硫酸混液(30%)	△	△
過酸化水素水(10%)	△	×
次亜塩素酸ソーダ(20%)	△	△
過マンガン酸カリウム(20%)	△	△
アルキルベンゼンスルホン酸ソーダ(100%)	○	△

■耐薬品性一覧表の見方

●この耐薬品性一覧表の判定は、材料そのものの耐薬品性を示すもので、製品としての耐薬品性を保証するものではありません。

尚、判定基準は、一定条件下にて作成されたもので、使用環境・使用条件などにより変わる場合があります。

必ず、実際の使用条件にてご確認の上、ご使用ください。

●流体によっては不適当な場合もあります。また、透過すると危険である薬品類(活性ガスなど)は当社製品には使用できません。

なお、不明な点などにつきましては、弊社までお問い合わせください。

■「食品、添加物等の規制基準」規格に適合

ポリプロピレン製品は、食品衛生法 厚生省告示第20号「食品、添加物等の規制基準」規格に適合した製品です。